

* 本資料はあくまでも議会運営委員会での説明用補足資料です。議会における議決は議案書の記載事項で行われるもので、本資料の内容で議決を得るものではありません。

令和5年 第4回海老名市議会定例会

概要資料



海老名市の人口ついに14万人達成
そして52回目の市制施行記念式典



海老名市
住みたい 住み続けたいまち

【会期日程】

令和5年第4回海老名市議会定例会 会期日程(案)

会期17日間

月 日	曜日	種別	内 容	開議時刻
12月 6日	水	本会議	開会、諸報告、議案審議、委員会付託	午前9時30分
12月12日	火	委員会	総務常任委員会 予算決算常任委員会総務分科会	午前9時00分
12月13日	水	委員会	文教社会常任委員会 予算決算常任委員会文教社会分科会	同
12月14日	木	委員会	経済建設常任委員会 予算決算常任委員会経済建設分科会	同
12月18日	月	本会議	市政に関する一般質問	同
12月19日	火	本会議	市政に関する一般質問	同
12月20日	水	本会議	市政に関する一般質問	同
		委員会	予算決算常任委員会	本会議終了後
12月22日	金	本会議	委員会報告、議案審議、閉会	午前9時30分



第18回えびな健康マラソン

晴れ渡った秋空のもと、1,900名を超えるランナーと90匹を超える愛犬が市役所前の直線道路を快走しました。

【案件一覧】

■ 日程 19 件			
条例 6 件			
1	議案第64号	海老名市一般職の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について	3
2	議案第65号	地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部改正について	4
3	議案第66号	海老名市国民健康保険条例の一部改正について	4
4	議案第67号	海老名市住みよいまちづくり条例の一部改正について	5
5	議案第68号	海老名市学校給食費に関する条例の一部改正について	7
6	議案第69号	海老名市食の創造館設置条例の一部改正について	9
指定管理 4 件			頁
7	議案第70号	指定管理者の指定について（海老名市立えびな市民活動センター）	10
8	議案第71号	指定管理者の指定について（海老名中央公園地下駐車場）	11
9	議案第72号	指定管理者の指定について（海老名市立中央図書館）	12
10	議案第73号	指定管理者の指定について（海老名市立有馬図書館及び門沢橋コミュニティセンター）	13
市道 1 件			頁
11	議案第74号	市道の路線認定について（市道2770号線）	14
土地開発公社 1 件			頁
12	議案第75号	海老名市土地開発公社の解散について	15
人事 2 件			頁
13	議案第76号	海老名市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて （濱田 望氏）	16
14	議案第77号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて（藤田 才氏）	16
補正予算 5 件			頁
15	議案第78号	令和5年度海老名市一般会計補正予算（第10号）	17
16	議案第79号	令和5年度海老名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）	26
17	議案第80号	令和5年度海老名市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）	27
18	議案第81号	令和5年度海老名市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）	28
19	議案第82号	令和5年度海老名市公共下水道事業会計補正予算（第2号）	28

■ 議案

【条例 6件】

1 議案第64号 海老名市一般職の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

【改正理由】

地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員に勤勉手当を支給することが可能になったことから、令和6年度から会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給したいため

【改正内容】

勤勉手当の支給については、「海老名市一般職の職員の給与に関する条例」を準用するものとし、具体的な内容は以下のとおりとする。

(1) 支給対象

任期の定めが6月以上の会計年度任用職員（前年度から引き続き任用され6月以上となった場合等を含む。）

(2) 勤勉手当の支給額

勤勉手当基礎額×支給率（1.025月＋成績率）×期間率により算出

【主な改正箇所】

改正条文	項目	内容
第2条	会計年度任用職員の給与	勤勉手当を加える
第14条の2	フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当	新設。任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する旨、規定
第24条の2	パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当	新設。任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員について準用する旨、規定

【附 則】

- 1 施行期日：令和6年4月1日
- 2 海老名市一般職の職員の育児休業等に関する条例の一部改正
育児休業をしている職員に係る勤勉手当の支給について、会計年度任用職員も対象とする。（第7条第2項関係）

2 議案第65号 地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部改正について

【改正理由】

令和5年9月19日付けで、県条例指定のNPO法人から寄附金税額控除の対象となる特定非営利活動法人の条例指定に係る申出があったことから、当該法人を追加する改正を行うため

【改正内容】

別表に次のように加える。

特定非営利活動法人 g r a n d - m e r e	海老名市中新田一丁目 13番19号	令和5年1月1日から 令和7年7月31日まで
----------------------------------	----------------------	---------------------------

【施行期日】

公布の日

3 議案第66号 海老名市国民健康保険条例の一部改正について

【改正理由】

「全世代型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」が公布されたことに伴い、国民健康保険法の一部が改正され、退職被保険者等の経過措置等に係る規定が削除されることから、所要の改正を行うもの

【改正内容】

退職被保険者等の経過措置等について、海老名市国民健康保険条例の規定から「削除」するとともに、当該規定の削除により国民健康保険法について定義が必要なため、第8条に「追加」するもの

改正条文	改正後	改正前
第3条の2 (退職被保険者 の被扶養者)	(削 除)	国民健康保険法(昭和33年法律第192号。以下「法」という。)附則第6条第2項各号に規定する主としてその者により生計を維持する被扶養者
第8条 (療養の給付を 受ける場合の一 部負担金)	国民健康保険法(昭和33年法律第192号。以下「法」という。)第42条第1項第4号	法第42条第1項第4号

【施行期日】

令和6年4月1日

4 議案第67号 海老名市住みよいまちづくり条例の一部改正について

【改正理由】

開発に関するこれまでの協議の実績等に基づき、開発事業の基準等を見直すとともに、市民参加制度の実績を踏まえ、市民にとってより分かりやすい表現に見直すことなどを目的に条例の一部改正を行うもの

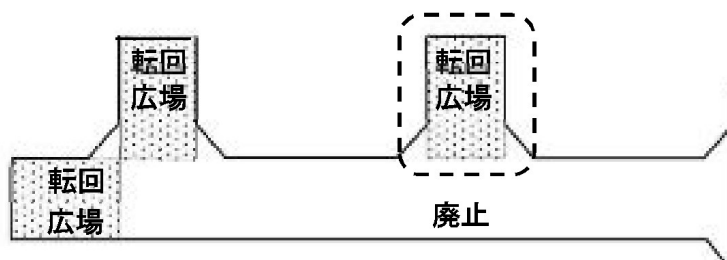
【主な改正】

改正条文	項目	改正内容
第7条	まちづくりの計画	まちづくりの計画に立地適正化計画を追加
第74条	事業区域内の行き止まり道路の基準	市に帰属する道路の中間部の転回広場の廃止 ※1
別表第1	開発事業の定義及び周知範囲	大規模開発事業に位置付けられるワンルーム共同住宅の基準等の変更 ※2

○その他、文言整理等

※1 市に帰属する道路の中間部の転回広場の廃止

市に帰属する幅員6m以上の行き止まり道路について、条例により転回広場（終端部及び中間部）の設置を求めているが、中間部の転回広場について廃止するもの



	道路幅員	道路延長	自動車の転回広場
現在の基準	6.0m以上	20m以上35m未満	必要 終端部
		35m以上60m以下	必要 終端部と中間部
改正案	6.0m以上	20m以上60m以下	必要 終端部

※2 大規模開発事業に位置付けられるワンルーム共同住宅の基準等の変更

(1) 専用床面積の見直し

周囲に与える影響を考慮し、専用床面積の下限值は設けないこととする。

また、専用床面積の上限値については単身者世帯の実績を踏まえ35㎡未満とするもの

(2) 戸数から事業区域面積に変更

20戸以上の単身者世帯のみで構成された共同住宅の実績がないことから他の開発事業と同様に事業区域面積によるものとし、面積を500㎡以上とするもの

(3) 名称

住生活基本計画と整合を取り「ワンルーム共同住宅」から「単身者世帯向け共同住宅」に変更するもの

(4) 共同住宅以外の対象用途の整理

- ・小売店及び事務所は住宅用途ではないため除外
- ・長屋は住宅用途であるため追加
- ・寮は建築基準法では、寄宿舎に該当するため削除

改正案	現在の基準
単身者世帯向け共同住宅	ワンルーム共同住宅
事業区域が500平方メートル以上で1戸あたりの専用床面積が35平方メートル未満の住戸のみで構成される共同住宅（寄宿舎、長屋を含む。）	1戸あたりの専用床面積が20平方メートル未満のワンルーム形式の共同住宅（小売店、事務所、寮、寄宿舎等を含む。）で20戸以上のもの

【施行期日】

公布の日から施行し、改正後の第74条及び別表第1大規模開発事業の部10の項の規定は、令和6年4月1日以後に第54条に規定する協議の締結をするものについて適用する。

～参考～

(協議締結)

第54条 市長及び事業者は、第52条の審査の結果のほか必要があると認める事項について、その内容を開発事業事前協議書に記載し、協議の締結をすることができる。

5 議案第68号 海老名市学校給食費に関する条例の一部改正について

【改正理由】

令和6年4月からの中学校給食完全実施に伴い、中学校給食が現在のミルク給食から完全給食となること及び小学校給食の給食費について、近年の食材費高騰に対応するため、所要の改正を行うもの

また、保護者負担軽減のため、物価高騰に係る学校給食費の特例を規定するもの

【改正内容】

(1) 学校給食費の額の改正（第6条 別表）

小 学 校		中 学 校	
実施区分	年 額	実施区分	年 額
完全給食	49,500円	ミルク給食	5,200円



完全給食	<u>53,200円</u>	完全給食	<u>63,000円</u>
------	----------------	------	----------------

(2) 物価高騰に係る令和6年度における学校給食費の特例の追加（附則第4項）

小 学 校		中 学 校	
完全給食	<u>49,500円</u>	完全給食	<u>59,400円</u>

【施行期日】

令和6年4月1日

海老名市学校給食に関する今後の方針について

趣 旨

中学校給食の完全実施に伴う給食費の設定及び保護者負担の在り方や、地産地消食材の活用を含む学校給食献立の方向性について、様々な視点から検討した結果として、中学校給食実施検討会から教育委員会に次のとおり提言書が提出されました。また、提言を受け、教育委員会としての方針を次のとおり策定したため報告いたします。

中学校給食実施検討会提言書(抜粋)

中学校給食完全実施に関する6つの提言

【中学校給食費の設定】

- ◎ 中学校給食費の設定にあたっては、中学生が満足できる質及び量を確保しつつ、成長に必要な栄養価を満たし「安全安心な献立」、「魅力ある給食」を実現するために必要な金額であり、かつ保護者の負担が過重にならないよう、県内他自治体の状況も踏まえ、「適正な水準」となるよう検討していただきたい。
- ◎ 給食提供日数については、学校課業日にはできるだけ提供することが求められている状況を踏まえつつ、学校行事を勘案して「適切な提供日数」となるよう検討していただきたい。
- ◎ 決定した中学校給食費（保護者負担分）については、保護者に対し「丁寧な説明」に努めていただきたい。

【保護者負担の在り方】

- ◎ 学校給食費についてのセーフティネットは維持した上で、学校給食を含む学校に関わる費用全般についての「支援の拡大」を検討していただきたい。

【地産地消食材の活用を含めた学校給食献立】

- ◎ 地産地消食材の活用については、安定的に学校給食に取り入れられる「仕組みづくり」に取り組んでいただきたい。
- ◎ 海老名市をはじめ、全国各地の名産品を活用した特色ある給食、伝統文化・季節の節目等にちなんだ行事食などを積極的に取り入れ、「子どもたちが楽しめる給食」の実現に取り組んでいただきたい。



海老名市学校給食に関する海老名市教育委員会の今後の方針(抜粋)

■ 中学校給食費の設定

- ◇ 中学校給食の1食単価は350円とする。
- ◇ 中学校給食提供日数は学校課業日を原則として、中学校1年生・2年生は180日、3年生は165日とする。
- ◇ 決定した学校給食費については、保護者に対して丁寧な説明を行う。
- ◇ 物価高騰への対応として、給食費の一部を公費で負担することを検討する。
- ◇ 学校給食費の設定については、社会情勢を踏まえ、必要に応じて随時見直すこととする。

■ 保護者負担の在り方

- ◇ 学校給食費については、セーフティネットを前提として保護者負担を原則とする。
- ◇ 学校給食を含む学校に係る費用全般について、支援の拡大を検討する。

■ 地産地消食材の活用を含めた学校給食献立

- ◇ 地産地消は、子どもたちにとって重要であることから、地元食材が安定的に学校給食に提供され、より推進できる仕組みづくりに取り組む。
- ◇ 子どもたちが給食を楽しめるよう、季節の節目にちなんだ行事食や特色ある給食を提供する。
- ◇ 地産地消推進及び子どもたちが楽しめる給食に係る食材費について、公費で負担することを検討する。

6 議案第69号 海老名市食の創造館設置条例の一部改正について

【改正理由】

中学校給食調理施設の稼働に伴い、新施設の名称及び位置を既存棟とは独立して定めたいため

【改正内容】

別館の追加（第2条第2項の表）

名 称	位 置
海老名市食の創造館	海老名市中新田四丁目12番2号



海老名市食の創造館	海老名市中新田四丁目12番2号
<u>海老名市食の創造館別館</u>	<u>海老名市中新田四丁目12番3号</u>

【施行期日】

令和6年4月1日



【海老名市食の創造館別館イメージ図】

【指定管理 4件】

7 議案第70号 指定管理者の指定について
(海老名市立えびな市民活動センター)

【趣 旨】

海老名市立えびな市民活動センターについて、指定管理者による管理を行わせるに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、あらかじめ議会の議決を求めるもの

【指定内容】

1 管理を行わせる公の施設の名称及び位置

名 称	位 置
海老名市立えびな市民活動センター	海老名市さつき町51番地の2

2 指定管理者となる団体の名称及び住所

名称：相鉄・コナミスポーツ共同企業体

代表団体 相鉄企業株式会社

住所：横浜市西区北幸二丁目9番14号

3 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで（5年間）



【海老名市立えびな市民活動センター】

8 議案第71号 指定管理者の指定について (海老名中央公園地下駐車場)

【趣 旨】

海老名中央公園地下駐車場について、指定管理者による管理を行わせるに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、あらかじめ議会の議決を求めるもの

【指定内容】

1 管理を行わせる公の施設の名称及び位置

名 称	位 置
海老名中央公園地下駐車場	海老名市中央一丁目5番1号

2 指定管理者となる団体の名称及び住所

名称：タイムズ24株式会社・タイムズサービス株式会社グループ

代表団体 タイムズ24株式会社

住所：東京都品川区西五反田2丁目20番4号

3 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで（5年間）



【海老名中央公園地下駐車場】

9 議案第72号 指定管理者の指定について (海老名市立中央図書館)

【趣 旨】

海老名市立中央図書館について、指定管理者による管理を行わせるに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、あらかじめ議会の議決を求めるもの

【指定内容】

1 管理を行わせる公の施設の名称及び位置

名 称	位 置
海老名市立中央図書館	海老名市めぐみ町7番1号

2 指定管理者となる団体の名称及び住所

名称：カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社

住所：大阪府枚方市岡東町12番2号

3 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで（5年間）



【海老名市立中央図書館】

10 議案第73号 指定管理者の指定について
(海老名市立有馬図書館及び門沢橋コミュニティセンター)

【趣 旨】

海老名市立有馬図書館及び門沢橋コミュニティセンターについて、指定管理者による管理を行わせるに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、あらかじめ議会の議決を求めるもの

【指定内容】

1 管理を行わせる公の施設の名称及び位置

名 称	位 置
海老名市立有馬図書館及び門沢橋コミュニティセンター	海老名市門沢橋一丁目20番41号

2 指定管理者となる団体の名称及び住所

名称：TRC・相鉄企業体

代表団体 株式会社図書館流通センター

住所：東京都文京区大塚三丁目1番1号

3 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで（5年間）



【海老名市立有馬図書館及び海老名市立門沢橋コミュニティセンター】

【土地開発公社 1件】

12 議案第75号 海老名市土地開発公社の解散について

【趣 旨】

海老名市土地開発公社を解散するに当たり、公有地の拡大の推進に関する法律第22条第1項の規定により、議会の議決を求めるもの

【内 容】

近年ではバブル期のような地価の上昇はなく、公共用地の先行取得による経済的メリットは薄れている。また、平成18年度からは休眠状態で、今後、公社を活用する大規模な事業も予定されていない。さらには、令和4年度に公社と同様の機能を持つ「海老名市公共用地先行取得事業特別会計」が設置され、運用が開始されたことから土地開発公社を解散するもの

【実 績】

昭和48年3月に設立して以降、事業用地の先行取得を行い、これまでの総事業量は約66万㎡、457億円

取得した主な用地については、都市計画道路河原口勝瀬線を始めとする道路施設用地、海老名運動公園といった公園・緑地施設用地や市内小中学校の学校施設用地の取得を実施

【効力発生日】

神奈川県知事による公社解散の認可の日（公拡法第22条 解散）

ただし、公社解散後、清算手続きを開始する（令和6年3月清算完了予定）

【残余財産】

1,853,656円（見込み）

【人事 2件】

13 議案第76号 海老名市教育委員会委員の任命につき同意を
求めることについて（濱田 望氏）

現委員の濱田望氏が令和6年1月31日に任期満了を迎えるにあたり、同氏を再任命することについて同意を求めるもの

【再任命したい者】

氏名： 濱田 望（はまだ のぞむ）

任期： 4年（令和6年2月1日～令和10年1月31日）

14 議案第77号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めること
について（藤田 才氏）

現委員の藤田才氏が令和6年3月31日に任期満了を迎えるにあたり、同氏を再推薦することについて意見を求めるもの

【再推薦したい者】

氏名： 藤田 才（ふじた はじめ）

任期： 3年（令和6年4月1日～令和9年3月31日）

【予算関係 5件】

15 議案第78号 令和5年度海老名市一般会計補正予算
(第10号)

【補正の概要】

今回の補正は、歳入歳出それぞれ **22億6,902万円**を追加し、
予算総額を歳入歳出それぞれ **538億361万9千円**とするもの

■内容

☆市民が市内の医療機関において安心して妊娠、出産及び子育てを行うことができる環境を整備するため、海老名市医師会が実施する産科有床診療所の新規開設補助事業を支援します。

☆「ふるさと納税」事業について、想定を上回る寄附をいただいていることから、返礼品等の予算を増額します。

☆学習環境の向上及び災害時の避難所機能の向上を図るため、老朽化した屋内運動場を改修し、併せて空調設備を新設します。

【補正の内容】

1 歳入歳出予算の補正

補正前:51,534,599千円・補正額: **2,269,020千円**・補正後:53,803,619千円

(1) 歳入

・法人市民税法人税割	150,000千円
・市たばこ税	100,000千円
・保育対策総合支援事業費(国庫支出金)	1,680千円
・ふるさと振興事業指定寄附	280,000千円
・社会福祉事業指定寄附	708千円
・決算に伴う純繰越	1,296,783千円
・市債	142,500千円
・その他	297,349千円

合計 2,269,020千円

(2) 歳出

① 充実して暮らせるまち	16,169 千円
--------------	-----------

◇住民基本台帳・戸籍附票システム振り仮名対応改修 16,169 千円

法改正に伴い、住民票、戸籍附票、マイナンバーカードの氏名に振り仮名を表記するシステム改修及びコンビニ交付に係る連携作業を行うことに伴う増額

○委託料（システム関連） 16,169 千円

② 健やかに暮らせるまち	35,266 千円
--------------	-----------

◇公立保育園へのICT導入 4,558 千円

公立保育園にクラウドサービスを導入し、園児の登降園の記録や保育の記録等を電子化するとともに、保護者との連絡をアプリ上で行うなど、効率化を図ることに伴う増額

○役務費（その他通信運搬料） 33 千円

○備品購入費（保育所用備品(50万以上)） 4,525 千円

◇医師会の産科有床診療所開設補助事業に対する補助の実施 30,000 千円

海老名市医師会が行う産科有床診療所の新規開設支援事業に対し補助を実施することに伴う増額

○負担金、補助及び交付金（補助金・交付金（資産外）） 30,000 千円

◇指定寄附を活用した健康機器の購入 708 千円

指定寄附を活用し、未病センターに健康機器を設置することに伴う増額

○備品購入費（保健用備品(50万以上)） 708 千円

③ にぎわいがあり自然に優しいまち 134,751 千円

◇ふるさと納税返礼品事業の充実 134,751 千円

ふるさと納税返礼品事業の9月までの寄附実績が想定以上に好調であり、年末に向けて例年寄附の増加が予想されることに伴う増額

○委託料（事務委託） 134,751 円

【ふるさと納税振興寄附金】		【ふるさと納税返礼品事業】	
9月末実績額	447,930 千円	8月末執行額	96,640 千円
今後の収入見込額	532,070 千円	今後の執行見込額	395,323 千円
当初予算額	700,000 千円	当初予算額	357,218 千円
予算不足額	280,000 千円	予算不足額	134,751 千円
歳入補正額	280,000 千円	歳出補正額	134,751 千円

④ 便利で快適に暮らせるまち 31,500 千円

◇市道398号線ほか2路線及び市道2770号線道路整備事業の実施

31,500 千円

緊急時における避難路及び緊急車両の出入り口確保のため整備を行うことに伴う増額及び今年度に私道移管を受けた市道2770号線の整備を行うことに伴う増額（繰越明許費 ④・⑤ の図面を参照）

○委託料（設計） 24,900 千円

○委託料（測量） 6,600 千円

⑤ 豊かな学びを育むまち 24,915 千円

◇有鹿小学校ほか4校屋内運動場大規模改修工事設計委託 24,915 千円

屋内運動場の空調設置を含む大規模改修工事に係る設計工事を行うことに伴う増額

（有鹿小学校、社家小学校、杉久保小学校、今泉小学校、杉本小学校）

○委託料（設計） 24,915 千円

⑥ その他 2,026,419 千円

◇他会計繰出金 182,122 千円

◇過年度国庫支出金、県支出金返還金 206,834 千円

◇基金積立金 946,836 千円

(内訳)

基金名	積立額	年度末予定現在高
財政調整基金	316,836 千円	3,034,754 千円
公共施設等あんしん基金	150,000 千円	2,759,858 千円
応援まごころ基金	280,000 千円	1,091,818 千円
情報システム基金	200,000 千円	709,322 千円

◇公共下水道事業会計貸付金 300,000 千円

◇その他 390,627 千円

- ・障がい者自立支援給付費等事業費 151,975 千円
- ・子ども医療費助成事業費 76,587 千円
- ・障がい者医療費助成事業費 32,340 千円
- ・生活保護費支給事業費 42,400 千円
- ・乳幼児等予防接種事業費 47,300 千円
- ・中学校給食推進事業費 14,457 千円 等

合計 2,269,020 千円

2 繰越明許費の補正

(1) 追加

①海老名市公共施設再編（適正化）計画改定支援業務委託 639 千円

(理由) 他機関との調整に不測の時間を要し、年度内完了が見込めないため

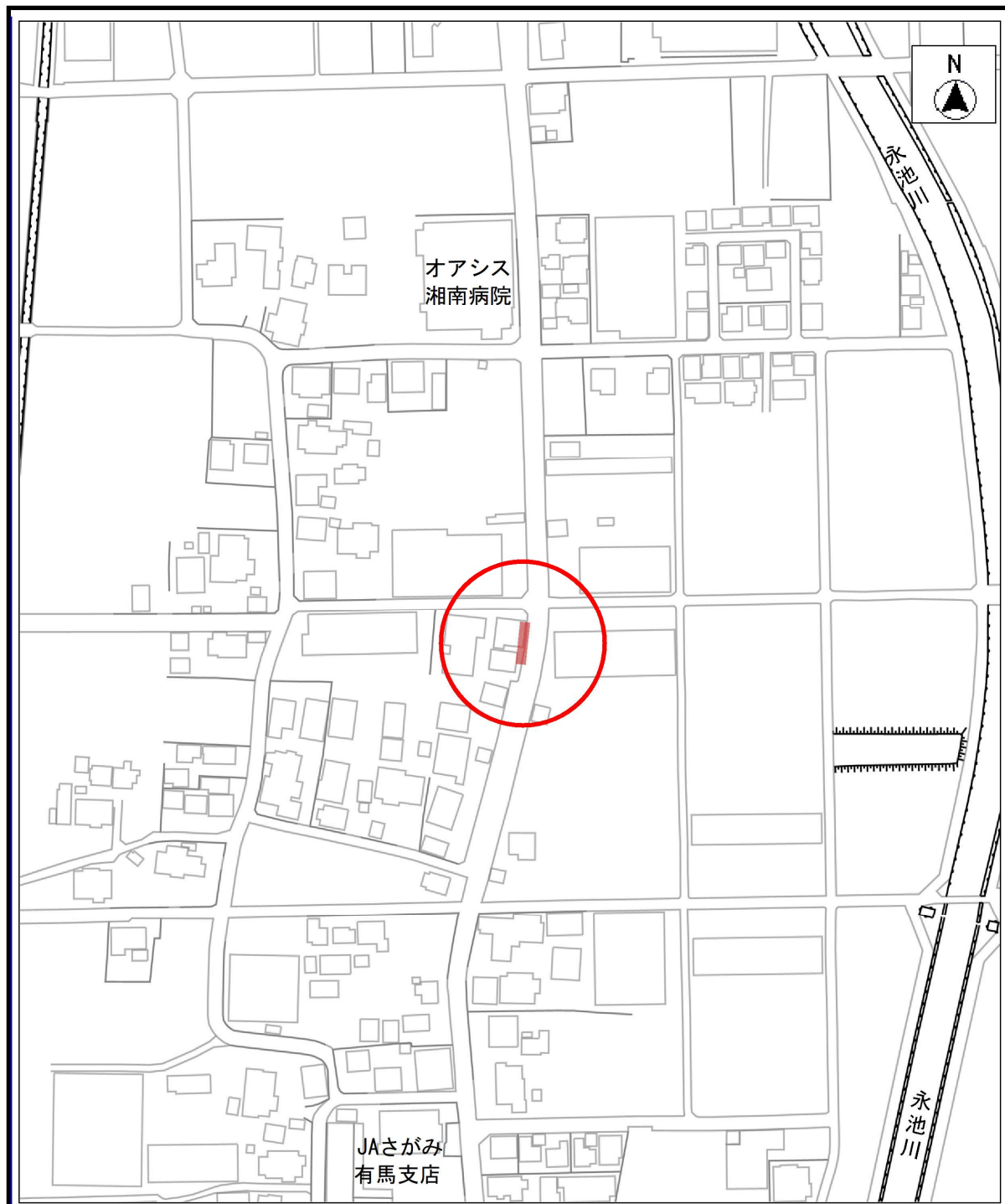
②住民記録システム及び戸籍附票システム改修業務委託 16,169 千円

(理由) 事業の早期完成に向け、年度を跨いで実施したいため

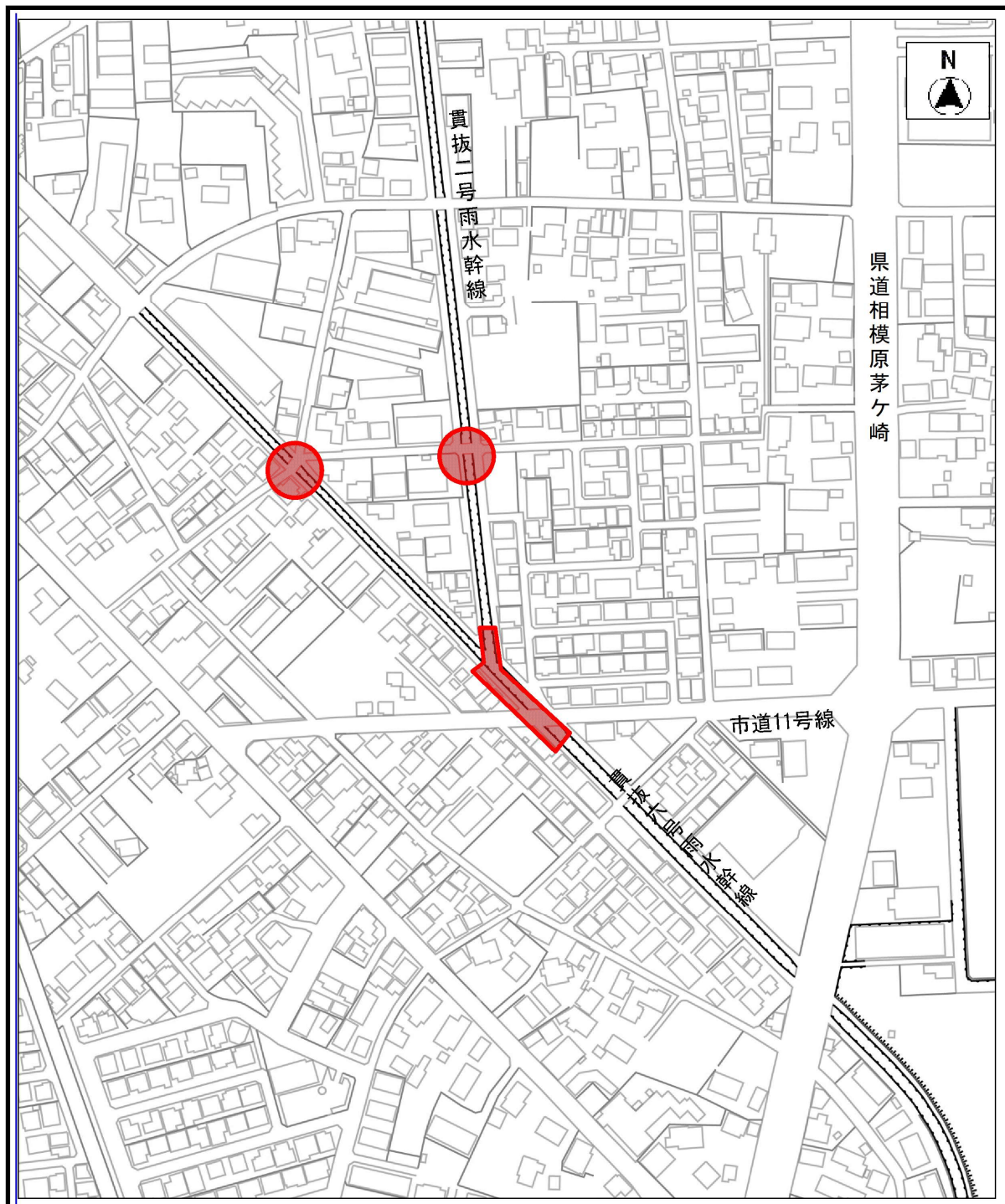
③市道8号線歩道整備工事

5,700千円

(理由) 他機関との調整に不測の時間を要し、年度内完了が見込めないため



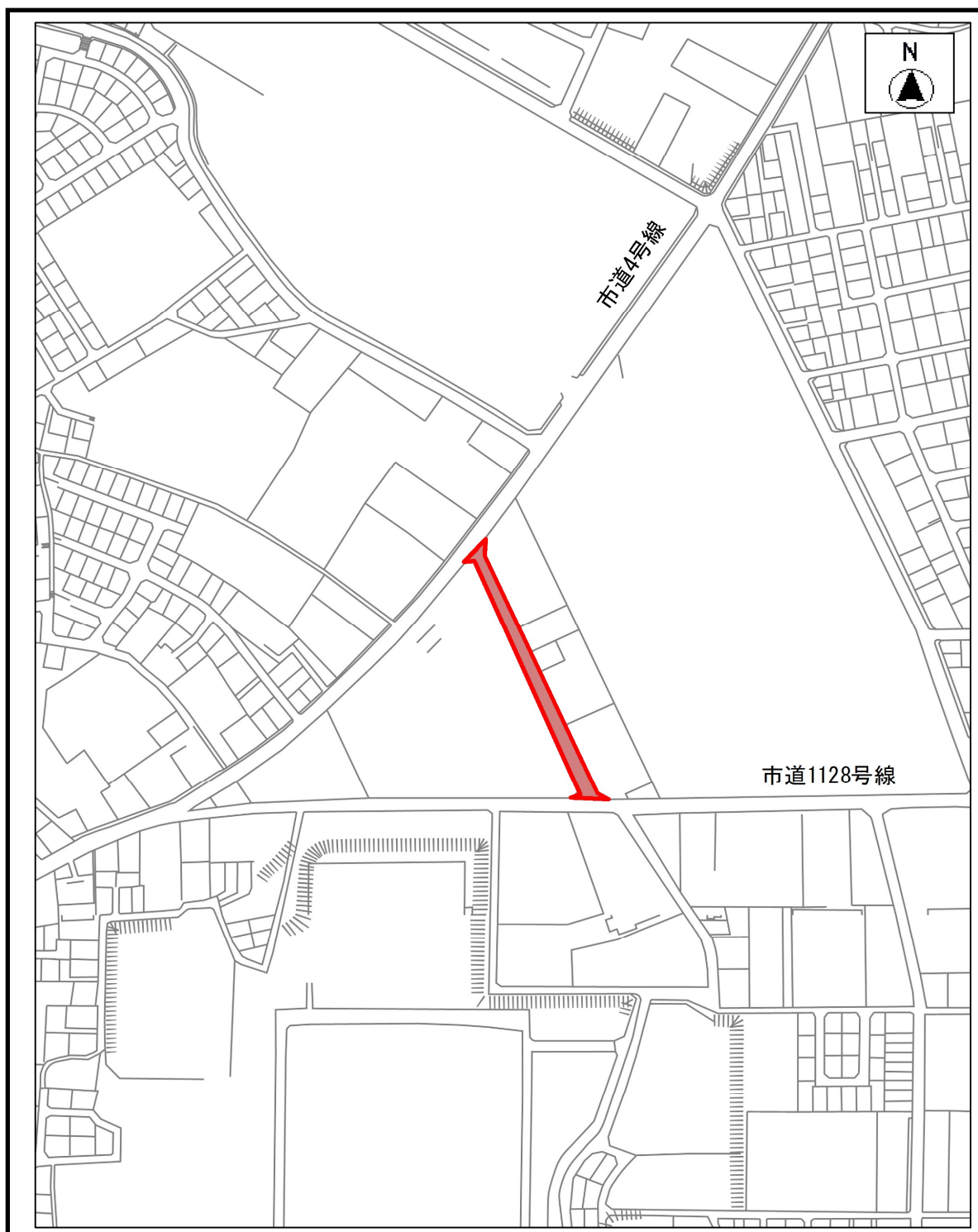
④市道398号線ほか2路線道路整備詳細設計・測量委託 23,000千円
(理由) 事業の早期完成に向け、年度を跨いで実施したいため



⑤市道2770号線道路整備詳細設計・測量委託

8,500 千円

(理由) 事業の早期完成に向け、年度を跨いで実施したいため



⑥有鹿小学校ほか4校屋内運動場大規模改修工事設計委託

24,915 千円

(理由) 事業の早期完成に向け、年度を跨いで実施したいため

3 債務負担行為の補正

(1) 追加

①海老名市立門沢橋コミュニティセンター指定管理料

期 間：令和5年度～令和10年度 限度額： 145,511 千円
(理由) 翌年度以降の5年間の管理運営について協定を締結するため

②海老名市立えびな市民活動センター指定管理料

期 間：令和5年度～令和10年度 限度額： 968,065 千円
(理由) 翌年度以降の5年間の管理運営について協定を締結するため

③道路パトロール車購入

期 間：令和5年度～令和6年度 限度額： 5,195 千円
(理由) 翌年度以降の業務を年度内に契約し、年度を跨いで実施したいため

④道路施設維持管理及びパトロール業務委託

期 間：令和5年度～令和6年度 限度額： 43,000 千円
(理由) 翌年度以降の業務を年度内に契約し、年度を跨いで実施したいため

⑤物価高騰に係る小学校給食費の保護者負担軽減

期 間：令和6年度 限度額： 27,000 千円
(理由) 翌年度以降の学校給食費について条例に定めたいため

⑥物価高騰に係る中学校給食費の保護者負担軽減

期 間：令和6年度 限度額： 13,000 千円
(理由) 翌年度以降の学校給食費について条例に定めたいため

⑦海老名市立中央図書館指定管理料

期 間：令和5年度～令和10年度 限度額： 1,570,848 千円
(理由) 翌年度以降の5年間の管理運営について協定を締結するため

⑧海老名市立有馬図書館指定管理料

期 間：令和5年度～令和10年度 限度額： 650,930 千円
(理由) 翌年度以降の5年間の管理運営について協定を締結するため

4 地方債の補正

(1) 追加

- ①小学校施設整備事業債 限度額 18,000 千円
 (理由) 対象事業開始に伴う市債の増

(2) 変更

- ①道路橋りょう整備事業債 限度額 623,200 千円 ⇒ 747,100 千円
 (理由) 対象事業費の増額に伴う市債の増

- ②都市計画整備事業債 限度額 126,300 千円 ⇒ 126,900 千円
 (理由) 財源更正に伴う市債の増

16 議案第79号 令和5年度海老名市国民健康保険事業特別 会計補正予算（第3号）

【補正の概要】

今回の補正は、歳入歳出それぞれ **2,443万2千円**を追加し、
予算総額を歳入歳出それぞれ **123億4,610万4千円**とするもの

【補正の内容】

1 歳入歳出予算の補正

補正前 12,321,672千円、補正額 **24,432千円**、補正後 12,346,104千円

(1) 歳入

- ・一般被保険者国民健康保険税 △ 167,586千円
- ・一般会計繰入金 182,878千円
- ・決算に伴う純繰越 9,140千円

合計 24,432千円

(2) 歳出

- ・特定健康診査等事業費 15,432千円
- ・一般被保険者保険税還付金 3,000千円
- ・予備費 6,000千円

合計 24,432千円

17 議案第80号 令和5年度海老名市介護保険事業特別会計 補正予算（第3号）

【補正の概要】

今回の補正は、歳入歳出それぞれ **4億405万1千円**を追加し、
予算総額を歳入歳出それぞれ **96億5,235万9千円**とするもの

【補正の内容】

1 歳入歳出予算の補正

補正前 9,248,308千円、**補正額 404,051千円**、補正後 9,652,359千円

(1) 歳入

・介護給付費負担金	239千円
・介護保険事業費補助金	2,512千円
・介護給付費交付金	198千円
・一般会計繰入金	2,605千円
・介護保険給付費等準備基金繰入金	207千円
・決算に伴う純繰越	398,290千円

合計 404,051千円

(2) 歳出

・一般管理費	5,024千円
・居宅介護等サービス計画給付費	737千円
・介護保険給付費等準備基金費	189,135千円
・国庫支出金等過年度分返還金	113,305千円
・一般会計繰出金	95,850千円

合計 404,051千円

18 議案第81号 令和5年度海老名市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）

【補正の概要】

今回の補正は、歳入歳出それぞれ **1, 230万5千円**を追加し、
予算総額を歳入歳出それぞれ **22億6, 029万7千円**とするもの

【補正の内容】

1 歳入歳出予算の補正

補正前 2,247,992千円、補正額 **12,305千円**、補正後 2,260,297千円

(1) 歳入

- ・一般会計繰入金 △3,361千円
- ・決算に伴う純繰越 15,666千円

合計 12,305千円

(2) 歳出

- ・後期高齢者医療広域連合納付金 △3,361千円
- ・一般会計繰出金 15,666千円

合計 12,305千円

19 議案第82号 令和5年度海老名市公共下水道事業会計補正予算（第2号）

【資本的収入の補正】

- (1) 収入：今回の補正は、**3億円**を追加し、
収入を **10億3, 299万9千円**とするもの

- ・一般会計長期借入金 300,000千円

【債務負担行為の補正】

(1) 追加

①公共下水道流量測定総合管理業務委託

期 間：令和5年度～令和8年度 限度額： 45,720千円

(理由) 翌年度以降の業務を年度内に契約し、年度を跨いで実施したいため